

[論 説]

合理性の根拠としての制度： 新制度派組織論の礎となった業績に関する一考察

上 西 聡 子

[要 旨]

新制度派組織論は「非合理的な組織しか扱えない」「制度変化を扱えない」という理論的課題を抱えるとされる。しかし、それは新制度派組織論の礎となったMeyer and Rowan (1977)やDiMaggio and Powell (1983)の含意をミスリードすることで生まれた課題でしかない。本稿は同論文の背景にあったWeber (1920)の議論を振り返りつつ、新制度派組織論が有する含意を検討し、その独自なりサーチ・アジェンダを提示した。

1 はじめに

コンティンジェンシー理論以降、マクロ組織論を代表する理論枠組みとして新制度派組織論 (new institutionalism of organizational studies) (以下、新制度派)がある。新制度派は、組織の技術的環境への適応に注目してきたコンティンジェンシー理論とは異なり、組織の存続を制度的環境への適応と社会的正当性の関係から論じる。新制度派は、組織を制度的に理解する新たな理論的視座を提示しようとしたのである。

一方で、今日、新制度派は課題も抱えているとされる。技術的環境と峻別された制度的環境は、組織の非合理性を強調し過ぎてしまった。また、環境によって一方的に規定されるような組織を想定したため、組織の多様性や環境それ自体の変化を扱うことをできないとされた。新制度派には、このような課題があるというのが一般的な理解となっている (Greenwood, Oliver, Sahlin, and Suddaby, 2008, p. 3)。

しかし、このことは新制度派それ自体が限界のある理論であるということの意味するわけではない。そもそも新制度派が抱えるとされる課題は、新制度派の礎となった議論の含意が見落とされてきたことに原因があると指摘される (Greenwood et al., 2008, p. 3)。こうした指摘を鑑みれば、そもそも我々は組織を制度的に理解するというを十分に検討できていなかったということになる。

そこで、本稿は、新制度派の起源に立ち戻り、礎となった議論の再検討を通して、組織を制度的に理解しようとする新制度派の理論的含意を検討する。このことは、新制度派が抱えらとされる課題の解決にも繋がる。具体的には、第2節で、ひとまず新制度派が用いてきた代表的な概念用語を整理しつつ、新制度派の歪んだ理解とそれによって生み出された課題を検討する。第3節では、新制度派の礎となった Meyer and Rowan (1977) および DiMaggio and Powell (1983) の再検討を通して、新制度派の理論的視座に対する理解を深める。

2 新制度派の歪んだ理解と課題

新制度派は、独自の概念用語を有する。本節では、新制度派が用いてきた代表的な概念用語を整理しつつ、新制度派の本来の目的を看過してきてしまった理由と、彼らの歪んだ理解がもたらした問題点を検討する。新制度派の議論はコンティンジェンシー理論を退けるために、関連する概念すべてが組織の効率性・競争性を強調したコンティンジェンシー理論に対するアンチテーゼ、すなわち組織の非効率性・非競争性を示すものとして読み解かれてきた。その理解は、大きく以下の3点に集約される。

第一に、新制度派は、組織が自らを正当化しようとする行動を、技術的に非効率な行動として強調する。コンティンジェンシー理論は、最も効率的な形で技術的な作業活動を調整・統制するシステムとして官僚制 (bureaucracy) を捉えてきた伝統的な合理主義を否定する立場であった。唯一最善の方法というものは存在せず、環境によって最善の方法は異なるという立場である。だが、彼らの議論においても、効率的な組織の把握は、官僚制 (からのずれ) を基軸にしたものであったことは否めない。これに対し新制度派は、そもそも組織が技術的に効率的な方法を追求するよりも、世論や法律など規範的なルールとして社会的正当性を有する制度に従い、自己正当化に努める側面に注目する。効率的に作業できる方法を整備できたとしても、他者から信頼されない組織は必要な資源を獲得することができないと考えるためである。

第二に、新制度派は、制度的環境に一方的に規定される受動的な組織を想定する。コンティンジェンシー理論は、組織が直面する環境として、技術革新や競争が行われる技術的環境を想定した。これに対して、新制度派は、組織が自らを正当化する制度的環境を想定する。このように、新制度派はコンティンジェンシー理論の環境観と対立する。だが他方で、組織が自己正当化を求めて制度的環境に一方的に規定される図式となる。こうした環境に規定されるという図式それ自体は、技術的環境に対する受動的な組織を想定したコンティンジェンシー理論と変わらない。

第三に、新制度派は、組織が規範的に同質化することを強調する。先に触れたように、環境に対する受動性は共通するものの、組織が対応すべき環境の内容については異なるということではある。結果として、組織の集会的なあり方に対する説明が異なってくる。コンティンジェンシー理論では、技術的に効率的な方法を求めた組織が生き残るという競争的な集合性に注目する。これに対し、新制度派は、組織は自らを正当化するために規範的ルールとしての制度に従う中で、非競争的に同質化していくと考える。具体的には、DiMaggio and Powell (1983) が提示した「制度的同型化 (institutional isomorphism)」はそうした同質化メカニズムを表すパターンとして、以下のように読み解かれてきた。強制的 (coercive) 同型化は、制裁を避けるために国家や法律などの絶対的権力に服従することで生じる。規範的 (normative) 同型化は、社会的義務の尊重により生じる。模倣的 (mimetic) 同型化は、既に成功した他者を模倣することで生じる。どの同型化のパターンも、既存の規範的ルールを内化することで非競争的な同質的集合性が形成されることを説明したと理解されてきた。

このように新制度派は、制度を組織の非効率性・非競争性を説明する概念として用いてきたため、関連する概念や考え方はそれを支持するものとして読み解かれてきた。だが、組織の非効率性・非競争性を強調しすぎるあまりに、以下のような3つの問題を生み出した。

第一に、技術的な非効率性を強調するあまり、合理性を検討の対象外としてしまうという問題を生み出した。沼上 (2010) は、新制度派がコンティンジェンシー理論以降のマクロ組織論として、今なお大きな影響を与えているとしつつも、「戦略的環境適応を説明できなければ意味がない」とする (76ページ)。こうした批判は、直感的には理解できるが、そもそも新制度派が非合理組織論の系譜にあるならば、非効率性を説明することそれ自体が理論的な欠陥になるわけではない。問題なのは、いかなる意味で「非合理」であったのかということである。非合理性を論じるためには、そもそも合理性を論じなければならない。だが、新制度派が非効率性を強調するとき、そこで想定されている理念的な合理性を達成する組織は官僚制であった。一方で、ほんらい官僚制を唯一最善の組織であるとみなしてきた伝統的な議論に対して、多様な方法を探るとというのがコンティンジェンシー理論の目的であったことを踏まえれば、実のところ新制度派はコンティンジェンシー理論を批判し得ておらず、そのバリエーションの一つとして回収されるのではなかろうか。つまり、コンティンジェンシー理論で捉えられてきた合理性そのものに対し、異なる説明原理を与えなければ、それは単なるアンチテーゼにしか過ぎない。新制度派はそのことを見過ごしてしまい、結果、新制度派は伝統的な合理主義に回収されてしまうのである (Boxenbaum and Jonsson, 2008, pp. 78-79)。ここにきて、コンティンジェンシー理論を乗り越えるポスト・コンティンジェンシー理論を目指した新制度派が問うべきで

あったのは、合理性概念そのものであったことが導かれる。

第二に、制度的環境に一方向的に規定される受動的な組織を強調するあまり、組織が自ら環境に働きかける能動的な側面が捉えないという問題を生み出した。新制度派が、組織が環境に適応する行為を静的に捉えてきたコンティンジェンシー理論を批判的に検討するならば、組織と環境の関わりを動的に捉えてこそ、その目的は達成されることになる。技術的環境とは峻別した制度的環境を想定しながらも、組織は環境に適合するという従来と変わらない組織観を引き継ぐことで、結局、技術的環境を制度的環境に置き換えただけの議論を繰り返すことになった (e.g., Hirsch and Lounsbury, 1997)。

第三に、組織が同質化することを強調するあまり、組織の競争の関係や変化を捉えられないという問題を生み出した。新制度派がコンティンジェンシー理論に対する批判的立場を取るならば、全ての組織が同じような対応を取ることを意味する同質化を否定し、多様性を保ちつつも同じような対応を取るように見える同型化を説明しなければならない。だが、新制度派は先の2つの問題と同じく、競争的同型化とは峻別する制度的同型化を想定しながらも、結局はコンティンジェンシー理論に対する単なるアンチテーゼに陥ってしまった。

このように、新制度派はコンティンジェンシー理論に対する批判的立場を採ろうとしつつも、実のところ単に概念用語を入れ替えるのみで、コンティンジェンシー理論と同様の説明原理を繰り返してきた。結局、コンティンジェンシー理論に回収されてきたとも言えるだろう。そのため、新制度派は礎となった議論の含意を見落とし、本来ならば抱える必要のない問題を生み出し、新制度派の理解を歪めてしまったのであった。

3 新制度派の礎となった議論の含意

こうした歪んだ理解や課題を生み出した原因は、新制度派の礎となった議論の含意が見落とされ、コンティンジェンシー理論に回収されてしまったことにあった。そこで本節では、新制度派に大きな影響を与えた Meyer and Rowan (1977) と DiMaggio and Powell (1983) を再検討する。それらの議論に沿って組織を制度的に理解しようとした新制度派本来の目的を読み解き、前節で整理した3つの課題の解決を以下の各項で図っていく。

3.1 技術的効率性に対する制度的説明

第一の課題は、社会的正当性を求める組織の非合理性を強調しすぎたことであった。確かに組織は自らの行為が妥当であることを示し正当化しようとするが、それが非合理性を意味する

わけではない。なぜなら、組織が社会的正当性を求めるということは、自らの行為が妥当であることを示すための合理的な根拠を求めているということの意味するからである。

組織が自らの行為の妥当性を示すために合理的な根拠を求めるとは、一体どういうことなのだろうか。以下、礎となった Meyer and Rowan (1977) の議論を再検討し、その含意を探る。これまでコンティンジェンシー理論のように、合理性は技術的効率性の下で捉えられてきた。それに対し Meyer and Rowan (1977) は、Weber の近代化論で無視されてきた制度の何気ない重要性 (casual importance of such institutions) に注目し、技術的効率性それ自身が合理化された神話 (rationalized myths) として、組織が合理的に振舞うために参照する制度であることを明らかにした (p. 343)。

組織は作業を進める、新しい顧客を獲得する、生産効率を上げるといった何らかの行動を起こす場合に、合理性を求め根拠として制度を必要とする。そもそも制度は、人々に信憑された何かが自明視される (taken-for-granted) ことで規範性を宿した社会的物となり存在する (Greenwood et al, 2008, pp. 4-5)。組織はそうした規範性を宿した制度を、自らの行為が妥当な方向に向かうための道しるべとして参照する。道しるべに沿って歩いていけば、自らの歩いている方向が合っていると安心でき、前に進むことができることと同じ原理である。言い換えれば、合理性の根拠として制度を参照し行為することで、組織は自らの行為が妥当なものであるという確信と安定感を得ることができる (Meyer and Rowan, 1977, p. 345)。組織はそうした参照点がない限り、進むべき方向が定まらず作業を進めることができない。つまり、組織は自らの行為が妥当であるという安心感を得ると同時に、他者に対してそれが正当なものであると示すために制度を必要とし、それを参照しつつ行為するのである。

実はこうした制度の姿を捉えた先駆者は、Weber (1920) であった。Meyer and Rowan (1977) が Weber の近代化論を再考した理由も、組織が合理性の根拠として参照する制度の姿を捉えるためであった。Weber (1920) によれば、合理性とは主体が自らの行為の妥当性 (appropriateness) を求めて参照する信念システムである (e.g., 山之内, 1997; 松井, 2007)。官僚制が合理的な組織形態である理由も形式合理性を有するからではなく、本来は人々が神の代替物を求めたことによる。そもそも官僚制の出現は禁欲プロテスタンティズムのもと、人々が私欲のためではなく救済の証として世俗的な職業活動に専心したことに端を発する。質素な生活が良きとされていたプロテスタンティズムでは、労働によって得た賃金を無駄に消費することはなく、結果として豊かな富を得た。それが、自らが職業活動に専念したという確証、すなわち救済の証となった。こうして得た豊富な財を管理する機関として官僚制は出現し、より一層近代化は進んだ。他方、一旦近代社会が作り上げられてしまうと、今度は労働を続けな

れば社会を存続できないようになる。そうした中で生き残るには、他者より儲けなければ淘汰されてしまう。そのため人々は富を増やすことを追求するようになり、当初の宗教的核心はしだいに失われ、後には形式合理性の表象としての官僚制に対する信憑だけが残った。Weber (1920) によれば、世俗内的禁欲のエートスが金儲けと結びつき、いつの間にか富の追求を倫理的義務として是認するようになったのである。これが神の代替物として合理性を求め、技術的効率性を信憑するようになった、Meyer and Rowan (1977) がいう「合理化された神話」の誕生である。

このように技術的効率性は、合理性の規範 (norm of rationality) を宿した制度的ルール (institutionalized rules) として近代社会に深く染み込んでいる (Meyer and Rowan, 1977, p. 341)。組織は合理性を求め、合理化された神話を参照することで、それぞれの行為に目的合理的・価値合理的な意味づけを行い、自らの行為が妥当であることを日々確認することができる。同時に、自らの行為が正当であることを他者に示すことができる。なぜなら、組織が考える正当な行為とは、合理化された神話を参照して妥当であると判断された行為である。ということは、合理化された神話を合理性の根拠とする他の組織にとっても、それは妥当であると判断できる行為なのである。そうして合理化された神話を参照した行為が認められることで、誰に聞いても、技術的効率性を向上することが合理的であるという、合理性の根拠としての制度が事後的に存立する (松井, 2007, 256ページ)。

Weber の近代化論を再考することで、Meyer and Rowan (1977) は近代において技術的効率性が合理性の根拠となる理由を制度的に説明しようとした。その後の研究者に非合理性を強調した議論として捉えられてしまったのは、むしろ彼らとしては最も避けるべき展開であっただろう。換言すれば、新制度派が分析の対象としてきた非営利組織や病院、学校が非合理性を求める特殊な組織なわけではない。いまや病院や学校も、企業と同様に合理化された神話を参照しつつ、様々な取り組みを行い技術的効率性の向上を目指している。一方、これまで分析の対象外となっていた企業についても、合理性の根拠として参照される制度を前提とすることで分析の対象とすることが可能となる。

このように Meyer and Rowan (1977) の含意を読み解くことで、新制度派がそもそも近代社会における組織全体を分析の対象とし、なぜ組織が技術的効率性を追求するのかを説明するために、組織を制度的に理解しようとしていたことを明らかにした。次に理解すべきは、合理性の根拠として制度を参照することで、組織がどのような行為を見出すのかということである。そこで次項では、制度を参照することで可能になる組織の行為について論じる。

3.2 制度的環境の抽象化された性質

前項では技術的効率性それ自体が合理化された神話であり、それが近代における合理性の根拠として人々に参照される制度であることを示した。組織はその時代において人々が信憑する制度を参照してきた。そうして人々に信憑された技術的効率性は合理化された神話として、近代化の一部となり急速に普及していった (Meyer and Rowan, 1977, pp. 344-345)。こうした議論の展開を踏まえれば、第二の課題として取り上げた制度的環境の性質もまた、通説的な理解とは異なったものになる。つまり、制度的環境への適応は、技術的環境への適応とは異なるはずである。

これまでコンティンジェンシー理論のように、技術的環境への適応を論じた議論では、官僚制は公式な設計図に沿って機能する組織 (organizations function according to their formal blue prints) として捉えられてきた (Meyer and Rowan, 1977, p. 342)。そのため、官僚制は公式な設計図に沿って人々を機械の歯車のように動かすことが可能であり、技術的環境に適応するには最も合理的な組織形態だとされていた。他方、機械の歯車のように動かされる人々は次第に精神的な自由を奪われ、官僚制は「鉄の檻 (iron cage)」と化すとされていた。

しかし実際には、こうしたペシミスティックな官僚制のイメージは、幸か不幸か日の目を見ていない。官僚制においてルールは度々破られ、うまくいくはずの決定も不確実な結果を出す。組織は公式な設計図に従って機能するというほど、形式合理性を達成できるわけではない。こうした官僚制の実態が、数多くの経験的研究から明らかにされてきたのである (Meyer and Rowan, 1977, p. 343 ; DiMaggio, 2001a, pp. 14-15)。

Meyer and Rowan (1977) によれば、これは官僚制の本質を理解すれば当然の帰結である。前項の議論を振り返れば、技術的効率性は合理化された神話として参照される。それゆえ、形式合理性を有した官僚制は合理的な組織形態であるとされるも、何ら具体的に効率的なやり方を人々に指示するわけではない (Meyer and Rowan, 1977, pp. 341-343)。人々に神の代替物として信憑され、合理的に振舞うための道しるべとして抽象的な存在でしかない官僚制が、どちらに進めと具体的に指示できるはずがないということである。そもそも技術的効率性という具象性のない制度と、それを参照して行われる実際の具体的な行為が密接しているわけではなく、制度は参照される存在でしかないのである¹⁾。そのため、官僚制下においても、実際の行為そのものには各自が判断する自由度があり、一挙手一投足まで拘束されるわけではない (佐藤, 1999, 70-71ページ ; 竹本, 2001, 103-111ページ ; 松井, 2007, 41-45ページ)。

そのように考えると、前節で述べたように、組織は制度的環境への適応に盲従するわけでもなく、環境に拘束される存在でもない。しかしそれに気づかず、過度に受動的な組織を想定し

続けた通説的理解によって、礎となった業績の含意との溝は深くなっていった²⁾。結果、コンティンジェンシー理論と同様の環境適応モデルが繰り返され、我々研究者は制度を物象化して捉えてしまった (e.g., Hirsch and Lounsbury, 1997; Meyer, 2008)。組織が神の代替物を求め技術的効率性を信憑することで、技術的効率性が制度として参照される環境が作り出されてきたという、合理化された神話の真意が忘却されてしまったのである (Meyer and Rowan, 1977, pp. 343-344)。しかしほんらい Meyer and Rowan (1977) が Weber の近代化論の再考を通じて制度に注目した理由は、そうした見落とされてきた部分にある (e.g., Lounsbury and Carberry, 2005)。

このように考えれば、制度的環境への組織の適応は、技術的環境への適応とは異なった姿を現す。第一に、制度が参照され作り出される制度的環境の下では、組織が多様な行為を生み出すことを可能にする。第二に、制度的環境の下では多様な行為だけでなく、他者の行為を予測した戦略的な行為さえ可能にする。以下、この2点について検討していく。

第一に、制度的環境下で生み出される多様な行為についてである。前節では、新制度派は、組織を制度的環境に盲従し拘束される存在として想定すると述べた。しかし抽象物である制度は正当化された道しるべを提供するが、その読み解き方までは提示しない。言い換えれば、組織は自らを正当化するために、その時代において合理性の根拠とされる制度に合わせて行為する必要があるものの、そうした環境下で活動することでむしろ自らが存続するためにそれぞれの実践的考慮 (practical considerations) に応じた柔軟な対応を行うことができる (Meyer and Rowan, 1977, p. 357)³⁾。つまり、組織はその環境において信憑される制度に沿った形で行為してさえすれば、自らの目的を達成するため状況に応じて様々な対応を行ったとしても正当化できるのである。

第二に、組織は制度的環境に身を置くことでそれぞれの実践的考慮に応じ、柔軟に行為することが可能になるならば、他者に対する戦略的な行為さえ可能になる。制度的環境下には当然のことながら、同じ制度を参照する他者が存在する。他者と参照する制度が同じということは、制度を通して他者の行為をある程度予測することが可能になる。同じ制度を参照しているのならば、他者がどのような行為を妥当なものとして考えるか予測することができるということである。さらに他者の行為が予測できるということは、他者とは異なる方向に進む、他者の裏を欠くという、自らを有利な立場に導くために進むべき方向性を考えることが可能になる。また、制度を利用して、自らの行為が妥当であることを他者に示すことで、他者を説得し取り込むといった戦略的な行為さえ可能になる。

このように新制度派が制度的環境への適応を論じた理由とは、合理性の根拠として参照され

る制度のもとで作られられた制度的環境において、組織がそれぞれの状況に柔軟に応じて生み出す多様な行為を理解するためであった。新制度派が分析の対象としてきた非営利組織や病院、学校もこうした制度的環境において、それぞれの実践的考慮に基づいた柔軟な行為を行う。組織が近代社会において生き残るためには、制度的環境のもとで自らの行為を妥当なものとして正当化しつつ、他者と差別化するために戦略的な行為を行わなければならないのである。

それでは、具体的に組織が近代社会において生き残るために行う戦略的行為とはどのようなものなのだろうか。次項では、近代社会において制度を根拠に、自らに有利な形式を作り出すために同型化する組織の行為について論じる。

3.3 競争のプロセスとしての同型化

前項では、制度的環境のもとで、組織はそれぞれの実践的考慮に応じた柔軟な行為を行うことを検討した。さらにそうした多様な行為が生み出される中では、他者に対する戦略的な行為さえ生み出されることを指摘した。こうした他者との関係は、これまで多くの組織研究において単に競合他社との関係として描かれてきた (DiMaggio and Powell, 1983, p. 148)。だが、制度的環境下で活動する組織が多様な利害関係者とともに関係を築く側面は考察されてこなかった (DiMaggio and Powell, 1983, pp. 148-149 ; DiMaggio, 2001b, pp. 237-238)。そこに着目し、制度を参照する組織によって作り出される関係的ネットワーク (relational networks) を分析の対象としたのが、DiMaggio and Powell (1983) であった。彼らは関係的ネットワークとして構築される組織フィールド (organizational field) に注目し、今や Weber が論じた合理化のあり方だけでなく、より多様な合理化が存在しうることを議論しようとした (DiMaggio and Powell, 1983, pp. 147-160)。つまり、社会的な正当性を帯びた制度を合理性の根拠とした多様化を捉えようとしたのである。

しかし前節で述べたように、新制度派は、組織が制度的環境に盲従することで同質化する様相を捉えると理解されてきた。なぜ多様化を捉えようとした同型化が、同質化として読み解かれたのだろうか。これまで検討してきた制度の姿に沿って捉え直すことで、自ずとしてこの第三の課題である同型化の含意は変わるだろう。そこで第一に、関係的ネットワークとして組織フィールドに注目する理由について再検討していく。第二に、同型化が同質化ではなく、組織フィールドの中で有利な形式を作り出す競争のプロセスであることについて検討する。

第一に、組織は他者の行為を予測し、自らが有利な形式を作り出すために組織フィールドを必要とする。近代において関係的ネットワークは複雑化し、組織フィールドは高度に構造化する。それに伴い、組織フィールドの形成プロセスや内実は目まぐるしく変化する (DiMaggio

and Powell, 1983, p. 147)。そのため他者の行為に対する読み解きは困難になり、そのような状況では確立されたはずの制度が規範性を失うなど、予期しなかった不確実性や制約が頻繁に生じるようになる。そうした激しく変化する複雑な近代社会では、常に他者の行為を予測し、自らの行為を正当化できる制度を確証しなければならない。そうしなければ、突然自らが参照していた制度が規範性を失ったとき、自らの行為の妥当性も失うからである。そうした不確実性を防ぐためには組織フィールドを作ることで、他者がどこに合理性の根拠を置いているのかを見やすくし、予期せぬ状況に備えることができる。さらに、他者の行為が予測可能となることで、自らに有利な状況を作り出すこともできる。つまり、組織は高度に複雑な近代社会において、他者の行為を予測し、自らに有利な状況を作り出すために組織フィールドを必要とするのである (DiMaggio and Powell, 1983, pp. 147-148)。

第二に、組織フィールドが自らの有利な状況を作り出すために必要ならば、同型化はそうした状況を作り出すための競争的プロセスである。先に論じたように、近代化に伴い関係のネットワークが複雑になることで、組織は自らの妥当性を安定させ、他者の行為を予測するため、より制度を参照するようになる。つまり、複雑な社会において生き残るには、既に正当化された制度のもとで作られた環境に身を置くことが最も合理的となる。そのため、組織は既に合理性の根拠として自明視された制度を準拠するようになる。

このように組織は同型化するが、それは同質化を意味するわけではない。また、社会的正当性を得るために国家や専門家、成功者に服従することを表すわけでもない。そうではなく、組織は生き残るために、既に正当化された制度に準拠する。自己正当化しながらも、他社との差別化を図るために制度を利用する。そうして作り出される競争的プロセスを表したのが、同型化である。以下に、DiMaggio and Powell (1983) があげる3つの制度的同型化プロセスを検討する。

第一に、強制的同型化とは国家という形式を利用した競争的プロセスが作り出されることである。もともと強制的に組織を従わせることができる国家は、その強制力を使い統制を目的としたルールを施行する。そこで、法律の施行など国家レベルから入り込むことで、その強制力を利用することができる。ルールが施行された場合でも、ルールに準拠することが実は自らにとって最も有利な状態が作り出されているという手筈となる。

第二に、DiMaggio and Powell (1983) が近代を象徴する同型化と称する規範的同型化とは、専門家という形式を利用した競争的プロセスが作り出されることである。技術的効率性が合理化された神話として参照される近代社会において、技術的な知識を有するとされる医者や弁護士といった専門家は正当化された存在である。専門家はそうした立場を利用し、自らに有利な

状況を作り出すことができる。一方で技術的な専門化が進めば、今度は自らの権限を守ろうとする専門家間で競争が生み出される (e.g., Hwang and Powell, 2005)。こうした規範的同型化は、技術的効率性が合理化された神話として参照される近代にこそ現れる現象であると言える。

第三に、模倣的同型化とは、成功者という形式を利用した競争のプロセスが作り出されることである。複雑化した関係のネットワークの中で不確実性を減らすには、既に正当化された成功者を自らの合理性の根拠として参照することが最も合理的になるということである。そうすることで、組織は不確実な方向への技術開発やそれに投資するリスクを軽減することができる。それゆえ、成功者の模倣は競争を生み出すのである。

このように近代の複雑な社会において、組織は自らの妥当性を確認するために制度に準拠する。組織は競争を勝ち抜き、生き残るために同型化するのである。ただし、この3つの制度的同型化は分解不可能な複合的な要素 (indissoluble mix of coercive, mimetic, and normative elements) であり、3つのパターンとして別々に生じることはなく、複雑に絡み合った集合的な合理性 (collective rationality) の根拠として出現する (DiMaggio and Powell, 1983, p. 147; Powell, 2000, p. 177)。集合的な合理性が、その時々に応じて再構築されることで、新しい組織間関係や連携の形式が展開されていく。(DiMaggio and Powell, 1983, p. 147)。

このように DiMaggio and Powell (1983) は、単なる再生産ではない近代化以降の合理化の変遷を論じようとしたのであった。だが、同型化は同質化として読み替えられてしまい、あたかも競争を否定していたかのように捉えられてしまった (Powell, 2000, p. 177; Greenwood et al, 2008, p. 6; Wooten and Hoffman, 2008, pp. 131-135)。

このように考えると、新制度派が分析の対象としてきた非営利組織や病院、学校も同質化のパターンを示すわけではない。例えば、病院は専門家という形式を利用した規範的同型化の代表例である。医学という専門分野がより細分化され、外科、内科、泌尿器科など病院には多様な専門家が存在する。彼らはそれぞれに連携を取りながらも、自らが有利な状況を作ろうとするため、部門間の競争を生み出す。当然のことながら病院が属する組織フィールドには製薬企業や医療器具メーカー、行政機関が存在するため、強制的同型化や模倣的同型化も同時に生じている。このように新制度派は、制度への準拠がもたらす多様で動的なプロセスを説明しようとしたのであった (DiMaggio and Powell, 1983, p. 157; Powell, 1991, p. 187)。

4 終わりに

本稿では、新制度派の礎となった Meyer and Rowan (1977) と DiMaggio and Powell (1983)

の再検討を通して、そもそも組織を制度的に捉えるという新制度派の理論的視座が誤解されていたことを検討した。なぜ Meyer らは Weber の近代化論の再考を通じて議論を展開してきたのか。なぜコンティンジェンシー理論とは異なる環境適応の説明を与えようとしたのか。なぜ DiMaggio らは組織の同型化を捉えることで多様な合理化の在り方を論じようとしたのか。それはすべて合理性を求め制度を参照する組織を理解しようとしたことが出発点となる。本稿ではこのことを具体的に三つ検討してきた。最後に改めて整理しておく。

第一に、技術的効率性それ自体が合理化された神話であり、組織が参照する制度である。そうした合理性の規範を宿した制度は、自明視されることで環境として組織に眼前する。組織はそうした制度的環境の下で、日々自らの行為が妥当かどうか制度を参照することで確認しながら活動する。つまり、合理性とは自らの行為の妥当性を確認する信念システムであり、制度はそうした合理性の根拠として参照される社会的物事である。

第二に、組織は合理性の根拠とされる制度に規定されつつも、制度的環境に身を置くことでそれぞれの実践的考慮に柔軟に応じた多様な行為を行うことが可能となる。また、そうした環境下では多様な行為だけでなく、他者に対する戦略的な行為さえ可能となる。

第三に、そのように多様な行為が行われる近代社会では関係的ネットワークが複雑になり、組織が生き残るには他者の行為の予測を可能とする組織フィールドが必要となる。組織フィールドは組織が自らの行為の妥当性を示すため、既に正当化された形式に準拠した結果として構築される。そうした形式を利用した同型化は、組織が生き残るために自らに有利な状況を作り出すとする競争的プロセスそのものであった。

このように本稿では新制度派が見落としてきた含意を改めて検討した。その検討を通じて、新制度派の歪んだ理解を改定し、長年抱えてきた課題の解決を図ることで、組織を制度的に理解するという新制度派の理論的視座の重要性を指摘した。今後は、こうした理論的視座を用いた経験的研究を蓄積していく必要があるだろう。

【参考文献】

- Boxenbaum, E. and S. Jonsson, (2008), "Isomorphism, Diffusion and Decoupling," in Greenwood, R., C. Oliver, K. Sahlin, and R. Suddaby, eds., *The Sage Handbook of Organizational Institutionalism*, London: Sage Publications, pp.78-98.
- DiMaggio, P. J. and W. W. Powell, "The Iron Cage Revisited: Institutional Isomorphism and Collective Rationality in Organizational Fields," *American Sociology Review*, Vol.48, No.2, April 1983, pp.147-160.
- DiMaggio, P. J., (2001a), "Introduction: Making Sense of the Contemporary Firm and Prefiguring Its Future," in DiMaggio, P. J., ed., *The Twenty-First-Century Firm: Changing Economic Organization in International Perspective*, Princeton: Princeton University Press, pp.3-30.

- DiMaggio, P. J., (2001b), "Conclusion: The Futures of Business Organization and Paradoxes of Change," in DiMaggio, P. J., ed., *The Twenty-First-Century Firm: Changing Economic Organization in International Perspective*, Princeton: Princeton University Press, pp.210-244.
- Greenwood, R., C. Oliver, K. Sahlin, and R. Suddaby,(2008),"Introduction," in Greenwood, R., C. Oliver, K. Sahlin, and R. Suddaby, eds., *The Sage Handbook of Organizational Institutionalism*, London: Sage Publications, pp.3-46.
- Hirsch, P. M. and M. Lounsbury, "Ending the Family Quarrel: Toward a Reconciliation of "Old" and "New" Institutionalism," *American Sociological Review*, Vol.40, No.4, February 1997, pp.406-418.
- Hwang, H. and W. W. Powell, (2005), "Institutions and Entrepreneurship," in Alvarez, S. A., R. Agarwal, and O. Sorenson, eds., *Handbook of Entrepreneurship Research: Disciplinary Perspectives*, Berlin: Springer, pp.179-210.
- Lounsbury, M. and E. J. Carberry, "From King to Court Jester? Weber's Fall from Grace in Organizational Theory," *Organization Studies*, Vol.26, No.4, April 2005, pp.501-525.
- 松井克浩 (2007) 『ヴェーバー社会理論のダイナミクス：「諒解」概念による『経済と社会』の再検討』 未来社, 11-268ページ.
- Meyer, J. W. and B. Rowan, "Institutionalized Organizations: Formal Structure as Myth and Ceremony," *American Journal of Sociology*, Vol.83, No.2, September 1977, pp.340-363.
- Meyer, J. W.,(2008),"Reflections on Institutional Theories of Organizations," in Greenwood, R., C. Oliver, K. Sahlin, and R. Suddaby, eds., *The Sage Handbook of Organizational Institutionalism*, London: Sage Publications, pp.790-811.
- 沼上幹 (2010) 「実証的戦略研究の組織観：日本企業の実証研究を中心として」経営学史学会編『経営学の展開と組織概念 (経営学史学会年報第十七輯)』 文眞堂, 69-88ページ.
- Perrow, C., "Review essay: overboard with myth and symbols," *American Journal of Sociology*, Vol.91, No.1, July 1985, pp.151-155.
- Powell, W. W., (1991), "Expanding the Scope of Institutional Analysis," in Powell, W. W. and P. J. DiMaggio, eds., *The New Institutionalism in Organizational Analysis*, Chicago: The University of Chicago Press, pp.183-203.
- Powell, W. W., "The Sources of Managerial Logics," *Advances in Strategic Management*, Vol.17, July 2000, pp.175-179.
- 佐藤俊樹 (1999) 「官僚制と官僚化」井上達夫・松浦好治・嶋津格編『法の臨界Ⅱ秩序像の転換』財団法人東京大学出版会, 65-92ページ.
- 竹本達也 「J・マイヤー組織論における近代性の視点」『ソシオロジ』第41巻第2号, 1996年10月, 75-89ページ.
- 竹本達也 「公式組織はなぜ出現するのかーウェーバー組織論における自己正当化の視点ー」『社会学研究科紀要』第1号, 2001年3月, 103-111ページ.
- Tolbert, P. S. and L. G. Zucker, (1996), "The institutionalization of institutional theory," in Clegg, S. R., C. Hardy, and W. R. Nord., eds., *Handbook of Organization Studies*, London: Sage Publications, pp.175-190.
- Weber, M., (1920), *Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus. Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie I*, Tübingen: J. C. B. Mohr, pp.17-206. (大塚久雄訳『プロテスタントイズムの倫理と資本主義の精神』 岩波書店, 1989年, 16-412ページ)
- Wooten, M. and A. J. Hoffman, (2008), "Organizational Fields: Past, Present and Future," in Greenwood, R., C. Oliver, K. Sahlin, and R. Suddaby, eds., *The Sage Handbook of Organizational Institutionalism*, London: Sage Publications, pp.130-148.
- 山之内靖 (1997) 『マックス・ウェーバー入門』 岩波書店, 8-246ページ.

【注釈】

- ¹⁾ Meyer and Rowan (1977) は脱連結 (decoupling) 概念を用いて、制度と行為が隔離していることを示そうとした。しかし、彼ら自身、脱連結を制度的環境と技術的環境を二分する概念として定義したことにより、「脱連結概念は物象化された制度から多様な実践が導かれることに着目したものではなく、物象化された制度とは別の原理で効率的な追求がなされることを指摘するにすぎなくなる (Tolbert and Zucker, 1996, p. 173)」と指摘されることになった。また、Powell (1991) も「組織の実践や構造は生産量や方針とは脱連結であるという洞察は、制度化された組織は比較的受動的であり、実体よりもシンボルを操るには非効率であると間違っ信じてこませる (p. 183)」と指摘した。
- ²⁾ Meyer and Rowan (1977) 自身も技術的環境を物象化してしまったことにより、最終的に通俗的な Weber の議論へ部分的に回収されてしまった。そのため、彼らの議論は単なる制度的環境への同型化というように読み替えられてしまった。この点については、様々な研究者が指摘している。例えば、竹本 (1996) は「公式構造の起源を説明するとの当初の意気込みに反して、じっさいに彼の行っているのは「神話」が公式構造として明文化されるという事実の単なる指摘にすぎないように思われる (77ページ)」と指摘する。
- ³⁾ 物象化された制度は、その性質上、特定の行為を導くものではないことについては、Perrow (1985) も指摘している (p. 153)。